

平成 20 年 4 月 23 日

株 主 各 位

東京都西東京市芝久保町四丁目 26 番 3 号  
株 式 会 社 東 栄 住 宅  
代 表 取 締 役 社 長 西 野 弘

「第 57 期定時株主総会招集ご通知」の修正について

拝啓 ますますご清栄のこととお喜び申しあげます。

さて、平成 20 年 4 月 10 日付でご送付いたしました「第 57 期定時株主総会招集ご通知」の計算書類及び連結計算書類に一部修正がございましたので、下記のとおりお知らせいたします。

敬具

記

<修正の理由>

「第 57 期定時株主総会招集ご通知」を平成 20 年 4 月 10 日付でご送付いたしましたが、係争中でありました案件の判決が平成 20 年 4 月 17 日に出されたことによるものです。

<修正箇所>

(1) 30 頁「連結貸借対照表に関する注記」を以下のとおり修正致します。

(下線部 〃 は、修正箇所を示します。)

修正前	修正後
(連結貸借対照表に関する注記) 5. 偶発債務 (1) 債務保証 当社顧客の住宅ローン利用者に対し 4 百万円の債務保証を行っております。 この債務保証は、住宅ローン利用者の金融機関に対する借入金の連帯保証債務であります。 (2) 訴訟関係 当社は、平成 17 年 3 月 28 日付で、東京労働局より平成 14 年度及び平成 15 年度の当社戸建分譲事業について「元請負人（労働保険徴収法第 8 条第 1 項）」として認定され、労働保険料の確定保険料の申告不足及び追徴について認定決定処分（平成 14 年度申告不足分 134 百万円、平成 15 年度申告不足分 174 百万円 追徴金含む）を受けました。当社は当該査定物件の「元請負人」に該当しないとして、同年 5 月 26 日に東京労働局に対して処分取消異議申し立てを行ったものの、同年 8 月 22 日付で異議申し立て棄却決定がなされました。そのため同年 9 月 22 日に厚生労働大臣に対して処分取消を求める審査請求を行いました。行政事件訴訟法に定める 3 ヶ月を経過するも裁決がないため、平成 18 年 3 月 22 日に国に対し提訴（総額 309 百万円）し、現在係争中でありま	(連結貸借対照表に関する注記) 5. 偶発債務 (1) 債務保証 当社顧客の住宅ローン利用者に対し 4 百万円の債務保証を行っております。 この債務保証は、住宅ローン利用者の金融機関に対する借入金の連帯保証債務であります。 (2) 訴訟関係 当社は、平成 17 年 3 月 28 日付で、東京労働局より平成 14 年度及び平成 15 年度の当社戸建分譲事業について「元請負人（労働保険徴収法第 8 条第 1 項）」として認定され、労働保険料の確定保険料の申告不足及び追徴について認定決定処分（平成 14 年度申告不足分 134 百万円、平成 15 年度申告不足分 174 百万円 追徴金含む）を受けました。当社は当該査定物件の「元請負人」に該当しないとして、同年 5 月 26 日に東京労働局に対して処分取消異議申し立てを行ったものの、同年 8 月 22 日付で異議申し立て棄却決定がなされました。そのため同年 9 月 22 日に厚生労働大臣に対して処分取消を求める審査請求を行いました。行政事件訴訟法に定める 3 ヶ月を経過するも裁決がないため、平成 18 年 3 月 22 日に国に対し提訴（総額 309 百万円）し、 <u>係争中でありましたが、東京地方裁判所において平成 20 年 4 月 17 日に当</u>

<p>険料の申告不足額及び追徴額については、すでに仮納付し、連結貸借対照表の流動資産「その他」に含めております。</p>	<p><u>社が全面的に勝訴する第一審判決が出されました。</u>          なお、平成 14 年度及び平成 15 年度の労働保険料の申告不足額及び追徴額については、すでに仮納付し、連結貸借対照表の流動資産「その他」に含めております。</p>
--	---

(2) 42 頁「貸借対照表に関する注記」を以下のとおり修正致します。

(下線部      は、修正箇所を示します。)

修正前	修正後
<p>(貸借対照表に関する注記)</p> <p>5. 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証</p> <p>① 当社顧客の住宅ローン利用者に対し 4 百万円の債務保証を行っております。          この債務保証は、住宅ローン利用者の金融機関に対する借入金の連帯保証債務であります。</p> <p>② 当社の子会社であります、ブルーミング・ガーデン住宅販売株式会社の金融機関からの借入金に対して、2,013 百万円の債務保証を行っております。</p> <p>(2) 訴訟関係</p> <p>当社は、平成 17 年 3 月 28 日付で、東京労働局より平成 14 年度及び平成 15 年度の当社戸建分譲事業について「元請負人（労働保険徴収法第 8 条第 1 項）」として認定され、労働保険料の確定保険料の申告不足及び追徴について認定決定処分（平成 14 年度申告不足分 134 百万円、平成 15 年度申告不足分 174 百万円 追徴金含む）を受けました。当社は当該査定物件の「元請負人」に該当しないとして、同年 5 月 26 日に東京労働局に対して処分取消異議申し立てを行ったものの、同年 8 月 22 日付で異議申し立て棄却決定がなされました。そのため同年 9 月 22 日に厚生労働大臣に対して処分取消を求める審査請求を行いました。行政事件訴訟法に定める 3 ヶ月を経過するも裁決がないため、平成 18 年 3 月 22 日に国に対し提訴（総額 309 百万円）し、現在係争中でありました。</p> <p>なお、平成 14 年度及び平成 15 年度の労働保険料の申告不足額及び追徴額については、すでに仮納付し、貸借対照表の流動資産「その他」に含めております。</p>	<p>(貸借対照表に関する注記)</p> <p>5. 偶発債務</p> <p>(1) 債務保証</p> <p>① 当社顧客の住宅ローン利用者に対し 4 百万円の債務保証を行っております。          この債務保証は、住宅ローン利用者の金融機関に対する借入金の連帯保証債務であります。</p> <p>② 当社の子会社であります、ブルーミング・ガーデン住宅販売株式会社の金融機関からの借入金に対して、2,013 百万円の債務保証を行っております。</p> <p>(2) 訴訟関係</p> <p>当社は、平成 17 年 3 月 28 日付で、東京労働局より平成 14 年度及び平成 15 年度の当社戸建分譲事業について「元請負人（労働保険徴収法第 8 条第 1 項）」として認定され、労働保険料の確定保険料の申告不足及び追徴について認定決定処分（平成 14 年度申告不足分 134 百万円、平成 15 年度申告不足分 174 百万円 追徴金含む）を受けました。当社は当該査定物件の「元請負人」に該当しないとして、同年 5 月 26 日に東京労働局に対して処分取消異議申し立てを行ったものの、同年 8 月 22 日付で異議申し立て棄却決定がなされました。そのため同年 9 月 22 日に厚生労働大臣に対して処分取消を求める審査請求を行いました。行政事件訴訟法に定める 3 ヶ月を経過するも裁決がないため、平成 18 年 3 月 22 日に国に対し提訴（総額 309 百万円）し、<u>係争中でありましたが、東京地方裁判所において平成 20 年 4 月 17 日に当社が全面的に勝訴する第一審判決が出されました。</u></p> <p>なお、平成 14 年度及び平成 15 年度の労働保険料の申告不足額及び追徴額については、すでに仮納付し、貸借対照表の流動資産「その他」に含めております。</p>